

## 議題2 実施方針について

### (1) 実施方針とは

公共（福岡市）がPFI方式を活用して整備・運営する公共事業の内容、民間事業者の募集方法を方針として示すもの。

### (2) 実施方針の作成目的

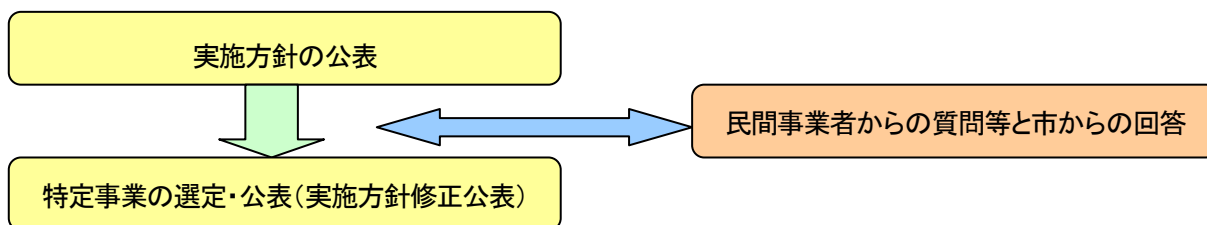
➤ 民間事業者に対する公募前のなるべく早い段階の情報提供として、

- ① 業務内容、
- ② 福岡市と民間事業者の間でのリスク分担の内容、
- ③ 契約事業者の要件・選定方法、
- ④ 提案内容の審査の考え方 等

を広く周知し、入札に向けた事前準備を行う機会を提供するもの。

### (3) 実施方針についての民間事業者意見について

要求水準書同様に、実施方針の公表にあたって、民間事業者からの質問・意見・提案等について受付、有益な意見等については、特定事業の選定・公表の際、実施方針に反映させて、再度公表を行う。



### (4) 「(仮称) 第1 給食センター整備運営事業」に係る実施方針の構成

I からⅧまでの大項目についてはPFI法によって記載が定められている事項である。

(→は実施方針内容の検討にあたっての主な視点)

I 特定事業の選定に関する事項		
P1	1 事業内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名称</li> <li>・公共施設の管理者の名称</li> <li>・本事業の目的</li> <li>・本事業の基本理念(整備計画による整理した施設の基本コンセプト)</li> </ul>

		・事業の基本的内容(施設内容、事業期間、事業範囲、事業スケジュール等)
P5	2 特定事業の選定及び公表に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業選定の基本的考え方</li> <li>・特定事業選定の手順</li> <li>・特定事業の選定結果の公表</li> </ul> <p>→VFMが確認されることが条件であることが明記されているか。</p> <p>→定量的評価、事業者に移転するリスクの検討、定性的評価、総合的評価を行うことが書かれているか。</p>
<b>II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b>		
P7	1 敷地に関する各種法規制等	・事業用地の主な前提条件
P7	2 施設要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理能力</li> <li>・献立方式</li> <li>・施設形態</li> <li>・食器・食缶等</li> <li>・配送方式等</li> <li>・洗浄・消毒・保管</li> <li>・施設機能(主要諸室及び区域区分)</li> </ul>
<b>III 事業者の募集及び選定に関する事項</b>		
P10	事業者の募集及び選定方法	・事業者の選定方法の基本的考え方
P10	事業者選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方(事業者選定委員会の構成)</li> <li>・落札者の選定及び決定(審査方法の基本的考え方)</li> <li>・落札者の公表(公表方法)</li> </ul> <p>→応募者が1者である場合にも入札の成立を認めるか。</p> <p>→事業者選定委員会を開催すること、主な審査の観点が記載されているか。</p>
P11	事業者の募集及び選定スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の募集及び選定スケジュール</li> <li>・入札手続き等(入札手続き～契約締結の流れについて)</li> </ul> <p>→実施方針から事業者選定・契約まで適切な期間を見込んでいるか。およそ一年前後が適当と言われている。</p> <p>→どの資料をいつ公表・提出するかが分かりやすいか。</p>
P12	実施方針説明会及び意見等の受付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針説明会の実施等</li> <li>・実施方針等に関する質問・意見の受付</li> </ul>
P13	入札参加者の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者の構成と定義(構成員と協力企業)</li> <li>・構成員・代表企業の明示等</li> <li>・複数業務の実施(の制限)</li> <li>・複数応募の禁止</li> <li>・入札参加者の変更及び追加</li> </ul>

		→委託可能な企業が少ない場合に一応募コンソーシアムの構成員が他コンソーシアムの協力企業になることを認めるか。
P14	入札参加者の備えるべき参加資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通の参加資格要件</li> <li>・個別の参加資格要件(設計業務、工事監理業務、建設業務、給食調理業務)</li> <li>・参加資格要件の喪失</li> </ul> →ノウハウや実績をどこまで認めるか。
P18	SPC の設立等	・SPC の設立と SPC の基本的考え方
P18	提案書類の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権</li> <li>・特許権等</li> </ul>
<b>IV 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b>		
P19	リスク分担の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク分担の基本的考え方</li> <li>・予想されるリスクと責任分担</li> <li>・リスクが顕在化した場合の費用負担の方法</li> </ul> →適切なリスク分担がなされているか。
P19	業務品質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供されるサービスの水準</li> </ul> →詳細は要求水準書参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者による業務品質の確保</li> <li>・事業の実施状況の監視(モニタリング)</li> <li>・本事業の管理者による支払いに関する事項等</li> </ul> →サービス対価支払いの考え方、モニタリング方法とペナルティの考え方が記載されているか。
<b>V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b>		
P21	疑義対応	・契約に疑義が生じた時の対応
P21	紛争処理機関	・紛争の際の裁判所指定
<b>VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b>		
P22	事業の継続に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒産隔離、事業の継続が困難な場合の措置</li> </ul> →詳細は契約書案に記載。
P22	継続が困難となった場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰責事由毎での対応</li> </ul> →詳細は契約書案に記載。
<b>VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項</b>		
P24	運營業務総則	この章で示す事業者を求める業務範囲を示しています。
P24	各種業務内容	運營業務に関わる具体的要求水準を記述しています。
<b>VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項</b>		

## (5) (仮称) 第1 給食センター整備運営事業実施方針 (素案)

別紙のとおり